

校 長	主任事務長	主 査

No. _____

令和8年度
(2026年度)

新入学児童生徒学用品費

所 要 額 調 書

学 部	学 年	生 徒 氏 名		
	1 年			
購 入 品 目		数 量	単 価	金 額
(例)通学用靴		1足	1,980	1,980
合 計				

新入学児童生徒学用品費 として本書のとおり支出しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

支弁区分		支給上限 (年額)		今回支給金額	
------	--	--------------	--	--------	--

<注意事項>

- 1) 児童生徒が新入学に伴い購入した通常必要とする学用品の購入品目等について記入してください。
- 2) 令和8年度(2026年度)の支給上限額(年額)はⅠ段階の方で、小学部57,060円、中学部63,000円、高等部63,000円、Ⅱ段階の方で、小学部28,530円、中学部31,500円、高等部31,500円です。
裏面に レシート(または領収書) を貼付してください。(品名・学年・氏名を必ず記載してください。)
- 3) (品名が載っているレシートが必要です。領収書に明細の記載が無い場合は、レシートを添付するか各店舗にて品名の記入をしてもらってください。)
- 4) 購入品目は、レシートごとに記入ください。

学用品等購入費・新入学児童生徒学用品購入費対象の例(小・中学部対象)

領収証、レシートには、品名・学年・氏名を必ず記載してください。

	分類	品名	備考
支給対象	学用品	鉛筆・消しゴム等の筆記用具	
		ノート・下敷き・筆箱	
		知育玩具	学習で必要とするもの
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	体操服(中学部)	●学校指定のもののみ対象
		体操服(小学部)	
		(ジャージ・Tシャツ・トレーニングパンツ・短パン)	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	通学用の靴は通学用品対象
		赤白帽	
		ゼッケン	
		縄跳び	
		水着	
		水泳帽	
		プール用バスタオル・ゴーグル	
		プール用バッグ	
	実験・実習用の材料・作業衣等	作業用靴	中学部の作業学習で使用するもの
		作業服	中学部の作業学習で使用するもの
		作業用エプロン・スモック	
		作業用手袋	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
	副読本等	家庭科用材料(布・糸等)	
		ワークブック	授業で使用するもののみ対象
		辞書	授業で使用するもののみ対象
		練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象
	通学用品	上履き	
		通学用靴	
		通学用長靴	
		傘	
		レインコート	
		帽子	
		手袋・マフラー	
		ジャンパー	
		コート	
		かばん・リュック	
	その他	名札	
		給食用エプロン・スモック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ・歯磨き粉	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・財布	
		ネーム用シール	
		水筒・遠足用リュック	
支給対象外		防災ずきん(令和8年度より対象)	防災バッグ、防災備蓄品は対象外
		通学服・下着・靴下・タイツ・ベルト・おむつ	
		眼鏡・補聴器等	
		防災バッグ・防災備蓄品	
		車いす	

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。支給対象品目の判断に迷うような場合には、事務室の担当者へ御相談ください。

学校指定物品(●)を指定業者以外から購入されるときは必ず事前に学校に御相談ください。

●中学部2年生、3年生での学校指定物品(体操服)の購入・補正について

本校指定の体操服については、新入学時にご購入いただき、その費用について、各家庭の支弁区分により就学奨励費として支給しているところです。しかし、服の著しい破損や体の成長に伴い、買替えや補正をされるご家庭もあるかと思えます。

つきましては、再度購入または補正された学校指定物品について、就学奨励費を受給される場合は、学用品等購入費所要額調書と併せて「購入申立書」または「補正申立書」を御提出いただくこととしておりますのでよろしくお願いします。

また、新入学用品・学用品調書を提出する際には、体操服を買った数量、金額がわかる明細書を一緒にご提出ください。